

三原市学習分析事業業務委託事業者選定に伴う審査要領

三原市教育委員会

(目的)

第1条 公募型プロポーザル方式による三原市学習分析事業業務委託事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、三原市学習分析事業業務委託事業者選定に伴う選定審査要領を定める。

(基本方針)

第2条 価格面と技術面（非価格面）を総合的に評価して、価格面と技術面の加算方式による合計点の最も高い業者（以下「優先契約交渉業者」という。）を選定し、その業者と必要に応じて細部を協議し、最終決定する。優先契約交渉事業者と協議が整わない場合は、次点の業者と協議を行う。

(審査内容の定義)

第3条 次の審査内容によりプロポーザルに参加する業者（以下「審査対象業者」という。）を審査する。

審査内容 : 提案書、価格、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）の内容を総合的に評価し、優先契約交渉業者を決定する。

(事務局)

第4条 事務局は、学校教育課の職員により構成する。

(審査スケジュール)

第5条 提案依頼書交付から契約までの審査スケジュール（別表1）を定める。

審査スケジュールに変更が生じたときは、事務局が調整するものとする。

(審査手順)

第6条 審査対象業者から提案された提案書等を基に、次の手順により審査を実施する。

(1) 有効・無効の判断

次に掲げる条件を確認し、有効な提案であるか否かを判断する。

ア 参加資格条件を満たしているか。

参加資格条件を満たしていない場合は無効とする。

イ 仕様書に対して致命的な不適合事項がないか。

致命的な不適合がある場合は無効とする。

(2) 審査

次の審査、評価を行う。

ア 提案書

第 8、9 条に定める方法により評価点を決定する。

イ 価格

第 10 条に定める方法により評価点を決定する。

ウ プレゼンの実施

第 11 条に定める方法で審査対象業者による提案内容の説明（プレゼン）を実施する。
質疑事項があれば回答を求める。

(3) 優先契約交渉業者決定

審査の結果、前号の評価点の合計が一番高い業者を優先契約交渉業者として決定する。
なお、評価者の評価点の平均が、60 点を下回る場合は、失格とする。

(評価点の内訳)

第 7 条 審査の総合評価点の内訳は、次のとおりとする。

審査

総合評価表		評価比率
技術面（小計）		85
	(1) 学力定着分析	20
	(2) 学習環境分析	30
	(3) 学力定着・学習環境の両方を関連させた分析	30
	(4) 危機管理対策	5
価格面（小計）	業務委託費用	15
合計		100

(提案書の評価)

第 8 条 審査対象業者から提案された提案書は、次の方法により評価する。

審査対象業者から提案された提案書を読み込み、質疑事項を整理する。質疑事項は提案業者へ送付し、第 5 条で定める審査スケジュール（別表 1）のプレゼンまでに回答をもらう。また、第 5 条で定める審査スケジュール（別表 1）のプレゼンにおいても質疑できる。

提案書及び質疑の回答結果を踏まえて、提案評価表により提案書の評価点を算出する。

評価者は、三原市学習分析事業業務委託事業者選定委員（以下、「選定委員」という）とする。

配点	判定基準	判定内容
5点	特に優れる	該当項目に関する内容が、本市にとって特に有効かつかなり具体的な内容であること
4点	優れる	該当項目に関する内容が、本市にとって有効であること、あるいは該当項目に関する内容が、本市にとって具体的な内容であること
3点	普通	該当項目に関する内容が、一般的なものであること（本市に特化していない）
2点	不備あり	該当項目に関する内容が、本市にとって有効でない、あるいは該当項目に関する内容が、本市にとって具体的でない。 該当項目に関する内容を実現することが、現実的には難しい、など。
1点	大きな不備あり	該当項目に関する内容が、本市にとって有効でなく、具体的でない。 該当項目に関する内容を実現することが、現実的ではない、など。
0点	記載なし	記載がない、あるいは見当違いな内容となっている、など。

（実施実績の評価）

第9条 各年度（平成31年度～令和5年度）に三原市と同じ規模の自治体、あるいはそれ以上の自治体で、三原市と同様に市内全小中学校を対象とした分析業務を5年以内に行った実績を次のとおり評価する。

（1）実施実績による評価

実績自治体数×0.1（点）とする。様式2への実績自治体数の記入は、50か所までとする。

（価格点の評価）

第10条 価格点の計算は、次の計算方法とする。

- （1）（最低価格/該当提案者の提案価格）×15（点）（小数第3位を四捨五入）とする。予算額を超えた提案は選考外。

（プレゼンの実施）

第11条 審査対象業者が提案内容のプレゼンを実施し、プレゼンの説明内容などを評価する。

（1）プレゼンの実施

- ア 日程 : 審査スケジュールで定める日
 イ 場所 : 三原市役所
 ウ 内容 : 1社40分で提案書のプレゼン（20分）及び質疑（20分）を行う。
 エ 評価者 : 選定委員5名

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、事務局が別に定める。

別表 1 (第 5 条関係) 審査スケジュール

項 目	日 程	内 容	対応者
第 1 回選定委員会	1 月 23 日 (火)	提案説明書の審査、審査要項の決定等を行う	選定委員 事務局
第 2 回選定委員会	2 月 7 日 (水)	提案説明書の審査、審査要項の決定等を行う	選定委員 事務局
公募実施	2 月 27 日 (火) ～ 3 月 8 日 (金) 16:00	参加申請書の申込受付を行う	事務局
委託仕様書等に対する質問受付締め切り	3 月 11 日 (月) 16 : 00	質問表の受付	事務局
委託仕様書等の質問に対する回答	3 月 14 日 (木)	質問の回答を送付	事務局
企画提案書の提出締め切り	3 月 18 日 (月) 16 : 00	企画提案書、見積書の受付	事務局
プレゼン	3 月 25 日 (月)	提案内容のプレゼンを実施、評価する	選定委員 事務局
第 3 回選定委員会 (最優秀業者選定)	3 月 25 日 (月)	業者の選定	選定委員 事務局
業者決定通知書送付	3 月 28 日 (木)	業者へ業者決定通知書を送付	事務局
契約	4 月上旬	業者と契約	事務局